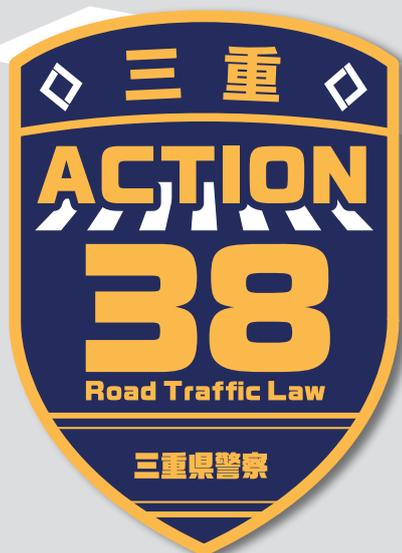


# ACTION 38

## キャンペーン実施中!



### ACTION38 キャンペーンとは

道路交通法第38条(横断歩道等における歩行者等の優先)の“38”を模したシンボルマークの広報用ステッカー等を活用し、「三重県から歩行者保護の行動(ACTION)を起こす」ことにより、信号機のない横断歩道における停止率向上につなげ、横断歩行者の交通事故ゼロをめざす取組です。

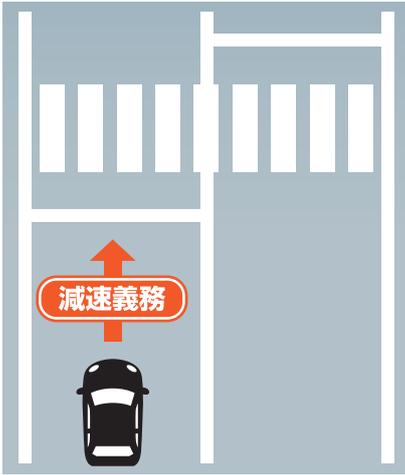


# 道路交通法第38条には車両等が守るべきことが定められています。

ACT  
1

## 横断歩道に近づいたときは 停止できる速度に減速しましょう

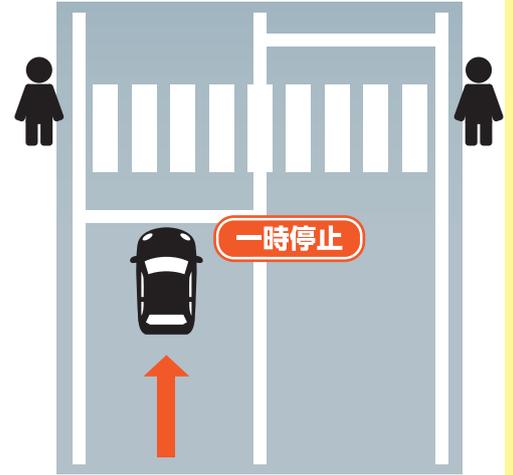
横断歩道等に接近する場合、横断歩行者等がないことが明らかな場合を除いて、直前で停止することができるような速度で進行しなければいけません。



ACT  
2

## 横断歩行者等がいる場合は 必ず一時停止しましょう

横断歩道等により、横断したり横断しようとする歩行者等があるときは、その直前で一時停止して、通行を妨げないようにしなければいけません。

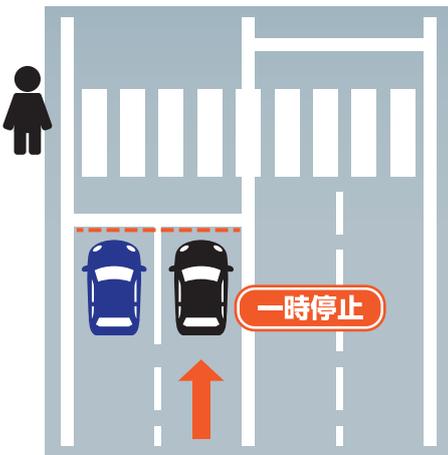


# 横断歩行者 等の優先 ACTION

ACT  
3

## 停止車両がいるときは 必ず一時停止しましょう

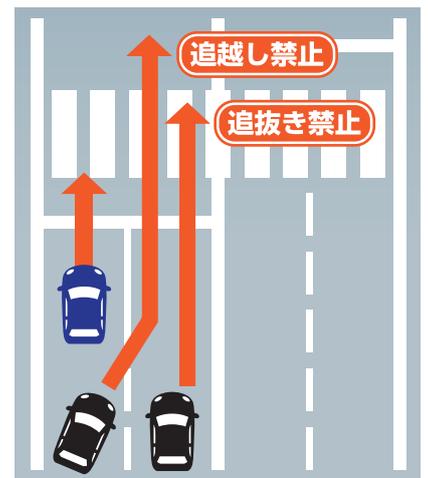
横断歩道等やその直前で停止している車両等がある場合、その側方を通過して前方に出ようとするときは、前方に出る前に一時停止しなければいけません。



ACT  
4

## 横断歩道手前の 追越し・追抜きは禁止です

横断歩道等やその手前30メートル以内では、追越しや追抜きをすることはできません。



## 「横断歩道“ハンドサイン”キャンペーン」も併せて実施中！

### 「横断歩道“ハンドサイン”キャンペーン」とは

横断歩道横断時の自らの安全を守るための交通行動として、「少し手を上げたり、ドライバーに顔を向けるなどして横断する意思を明確に伝えること」、「安全を確認してから横断を始めること」、「横断中も周りに気を付けること」を促し、歩行者の安全の確保を図ります。